

マイナンバーカードの お知らせ

●休日・夜間交付

仕事などで平日に来庁できない方のために、マイナンバーカードの申請・交付手続きを休日・夜間に行います。

日時 ①窓口延長Ⅱ 4月Ⅴ6月の毎週火曜日 17時15分Ⅴ19時
②休日窓口Ⅱ 4月8日(出)、23日(出)、5月13日(出)、28日(出)、6月10日(出)、25日(出) 9時30分Ⅴ12時30分

場所 市民課マイナンバーカード交付円滑化推進室(市役所1階)

取り扱い業務

マイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の更新、マイナポイントの予約・申し込み
※住民異動届、証明書発行、印鑑登録、パスポート業務は、お取り扱いできません。
※手続きには、15分程度かかりますので余裕をもってお越しください。

●個人宅へ出張申請始めました

「マイナンバーカードを作りたいけれど、市役所や江部乙支所へ行くのが困難」「申請方法が分からない」という方を対象に職員が直接ご自宅へ訪問し、マイナンバーカードの申請サポートをします。

・戸籍を確認する場合の提出書類を戸籍謄本に統一(戸籍抄本では受け付けられません)
・査証欄増補の廃止
・未交付失効旅券がある場合の手数料の新設

・旅券申請の一部オンライン化
●オンライン申請可能な方
旅券の残りの有効期間が1年未満で旅券の記載内容に変更がない方は、パスポート窓口に来所せずに申請することができま

す(受け取りの際は従来どおりご本人が窓口にお越しいただく必要があります)。
●オンライン申請受取可能窓口
パスポートセンターおよび空知総合振興局のパスポート窓口
※オンライン申請の場合、滝川市の窓口で受け取ることはできませんので、滝川市の窓口で受け取りを希望される場合は、これまでと同様に紙での申請手続きとなります。

関市民課Ⅱ 28―8015
たきかわクリーンデイ(春)
町内会・事業所・学校などの団体で、地域のごみを拾う清掃活動にご協力ください。
実施期間 4月8日(出)Ⅴ5月7日(出)
参加方法 くらし支援課(市役所3階)5番窓口または江部乙

トをします。
申請に必要な申請書の手続きや顔写真の撮影を無料で行います。お一人様からでも申し込みできますのでお気軽にご連絡ください。

訪問時間 平日10時Ⅴ12時、14時Ⅴ16時

申込方法・手順

①電話で予約
②自宅へ訪問
③本人確認
④顔写真撮影と申請手続き
●申請した方へお米のプレゼント実施中

マイナポイントの対象となる申請は終了しましたが、市役所や江部乙支所、出張申請で新しくマイナンバーカードを申請いただいた方に「ゆめぴりか」2kgとお買い物に便利なエコバッグをプレゼントしています。
この機会にぜひ申請をお願いします。

関市民課マイナンバーカード交付円滑化推進室Ⅱ 28―8014

市営墓地の手続きについて

次に該当するときは、市の許可や届け出が必要になります。
●墓地を新たに使用するとき
●墓地使用者の死亡などにより使用者が変更となったとき
●墓に焼骨を埋葬するとき

支所窓口で参加登録を行ってください。団体名、連絡先、参加予定人数が必要です。ごみ袋(ポランティア袋)は必要に応じて登録受け付け時に配付します。
集めたごみは分別してポランティア袋に入れ、ごみの種類に応じて地域で決められた収集日(ご家庭の収集日・収集場所)に出してください。

※道路の落ち葉は土木課にお問い合わせください。
関くらし支援課Ⅱ 28―8013、江部乙支所Ⅱ 75―2131

4月はAⅤ出演強要・JKビジネス等被害防止月間

10代・20代の女性を中心に、タレント・モデル契約関連のさまざまなトラブルが発生しています。本人の意に反してアダルトビデオへ出演させられる、また、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により性的な暴力被害に遭う問題が発生しており深刻な状況です。

その場での契約は避け、家族に相談するなどして冷静に判断しましょう。
※トラブルに関する相談は、警察相談専用電話#9110、女性の人権ホットラインⅡ 0570―070―810へ。
関くらし支援課Ⅱ 28―8012

●焼骨を別の墓または納骨堂に移すとき

●墓碑などを建立、改修するとき

●墓地の使用を止めて返還するとき

●使用者の本籍・住所・氏名が変更となったとき

●合同墓を使用するとき

※詳しくは市公式ホームページ↓ライフイベント↓死亡↓墓地の届出について」をご確認ください。
関くらし支援課Ⅱ 28―8013

住所変更の届け出について

住所が変わったときには住所変更の届け出が必要です。

窓口は、火曜日から木曜日が比較的空いています。なお、住所変更届や住民票、戸籍を請求する際には窓口に来た方の本人確認を行っていますので、マイナンバーカード、運転免許証、顔写真付きの住基カード(住民基本台帳カード)、パスポートなど1点、これらを提示できないときは、健康保険証、各種年金証書、会社の社員証など2点をお持ちください。さらに、証明書などの提示があった場合でも、口頭で質問を行い確認する場合があります。
また、3月31日(金)から4月5

飼いだの届け出

次に該当するときは狂犬病予防法などによる手続きが義務付けられています。

①犬の登録申請

室内犬を含む生後90日以上の子犬を飼った場合、生涯1回の登録が必要です。登録手数料は1頭当たり3,000円です。市内の動物病院でも登録を受け付けます。鑑札と注射済票は必ず犬に付けてください。

②犬の登録事項変更届

住所や飼いだ主が変更になったとき。

③犬の死亡届

登録した犬が死亡したとき。

④犬の登録削除願

登録した犬が行方不明になったとき。

●犬のふん尿の後始末

ふんの始末は飼いだ主の責任です。必ず持ち帰りましょう。自宅敷地の決まった場所で排せつするようしつけることも大切です。ふん尿の放置は、見た目・におい・衛生面で問題となり、土地の所有者や地域住民に多大な迷惑をかけることになります。

●野犬掃とうを行います

滝川市畜犬取締り及び野犬掃とう条例により、野犬掃とうを行います。

日(土・日曜日は除く)の期間中、19時まで窓口時間を延長します。

なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じてオンラインで転出の届け出が可能です。詳しくはデジタル庁のホームページをご覧ください。

【手続きのしかた】		届け出に必要なもの
区分	届出期間	
転入届	滝川市に引っ越ししてから14日以内	○前住所地の転出証明書(マイナンバーカードまたは住基カードを利用して転入届をする場合は該当するカード) ○国民年金手帳または基礎年金番号通知書(加入者のみ)
転出届	他の市町村へ引っ越す14日前から	○国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証、印鑑登録証、子ども医療費受給者証など(いずれも該当者のみ) ○マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方は該当するカード ※印鑑登録証は転出時のみ必要
転居届	市内で引っ越ししてから14日以内	

※本人または本人と同一世帯以外の方が届出をする場合は委任状が必要です。

※転入・転居届出をされる方で、マイナンバーカードから住基カードをお持ちの場合は、カードに住所などを追記する必要があります。

放し飼いはせず、散歩時もリードの利用をお願いします。飼いだであっても放たれている犬は、野犬とみなし捕獲します。
関くらし支援課Ⅱ 28―8013

狂犬病予防注射について

狂犬病の予防注射については、掛かりつけまたはお近くの動物病院で個別接種をお願いします。予防注射を受けるときは、市から送付される「狂犬病予防注射の案内」をお持ちください。案内が届いていない場合は、くらし支援課までご連絡ください。

市内動物病院

○あさひ町動物病院(朝日町東3丁目2番51号) Ⅱ 22―7795
○滝川どうぶつクリニック(緑町7丁目7番31号) Ⅱ 26―1160
○古岡どうぶつ病院(空知町3丁目2番18号) Ⅱ 22―3737
関くらし支援課Ⅱ 28―8013

自転車駐車(輪)場の 利用開始

市内の自転車駐車(輪)場の利用開始は、4月中旬を予定しています。利用開始日は、各自転駐車(輪)場に掲示します。

利用場所 ①駅前広場駐輪場
②滝川市自転車駐車場 ③JR駐車場横駐輪場 ④大町3丁目1番駐輪場 ⑤大町4丁目1番

ますのでご持参ください。

関市民課Ⅱ 28―8015

緑花樹等配布事業

花の苗を無償で配布します。
対象 市道を花で飾り、季節感のある明るい町並みにしていただける町内会や事業所などの団体
申込期間 4月3日(月)Ⅴ5月2日(火)

申込方法 土木課(市役所4階)窓口備え付けの「緑花樹等配布申請書」に記入のうえお申し込みください。

配布条件 個人の庭、花壇には植栽できません。緑花樹の管理は、受領者が責任を持って行ってください。苗の種類および本数についてはご希望に沿えない場合があります。
関土木課Ⅱ 28―8037



パスポートの手続きに 関するお知らせ

旅券法令の改正に伴い、令和5年3月27日から旅券申請手続きが一部変更となります。
主な変更点は次のとおりです。

交通遺児奨学金制度

①滝川市交通安全運動推進協議会

内容 奨学金支給(返還不要)
対象 交通事故により生計の中心となる方を失った小・中学生、高校生(滝川市に住民登録している方)の保護者

奨学金 3万円(年額)

条件 保護者の所得が一定以下など(詳しくはお問い合わせください)

申込期限 4月14日(金)

②北海道交通安全推進委員会

内容 奨学金貸付(無利子)
対象 交通遺児または交通事故が原因で重度後遺障がいが残った方の子で、ほかの機関・団体などから奨学金の貸し付けを受けていない道内の中学、高等学校および専修学校に在学する生徒・学生

奨学金 月額1万円Ⅴ4万円の選択制(詳しくはお問い合わせください)

返還 奨学金の70%を返還時、残り30%を委員会より給付し返還完了とします。期間は最長で65歳に達する月までです。

関北海道交通安全推進委員会Ⅱ 011―221―6666